

浦安市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定及び浦安市監査基準に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年12月2日

浦安市監査委員 町田清英

浦安市監査委員 長野延雄

浦安市監査委員 小林章宏

財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象補助金

浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金

(2) 対象となる団体及び担当部署

補助金交付団体 浦安市民生委員児童委員協議会

補助金事務の所管課 福祉部 社会福祉課

(3) 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された団体の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

2 監査の実施期間

令和7年8月1日から令和7年11月21日

3 監査の着眼点

事業が補助金の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課及び社会福祉協議会から事情を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第2 補助金交付の背景

1 設立、経緯

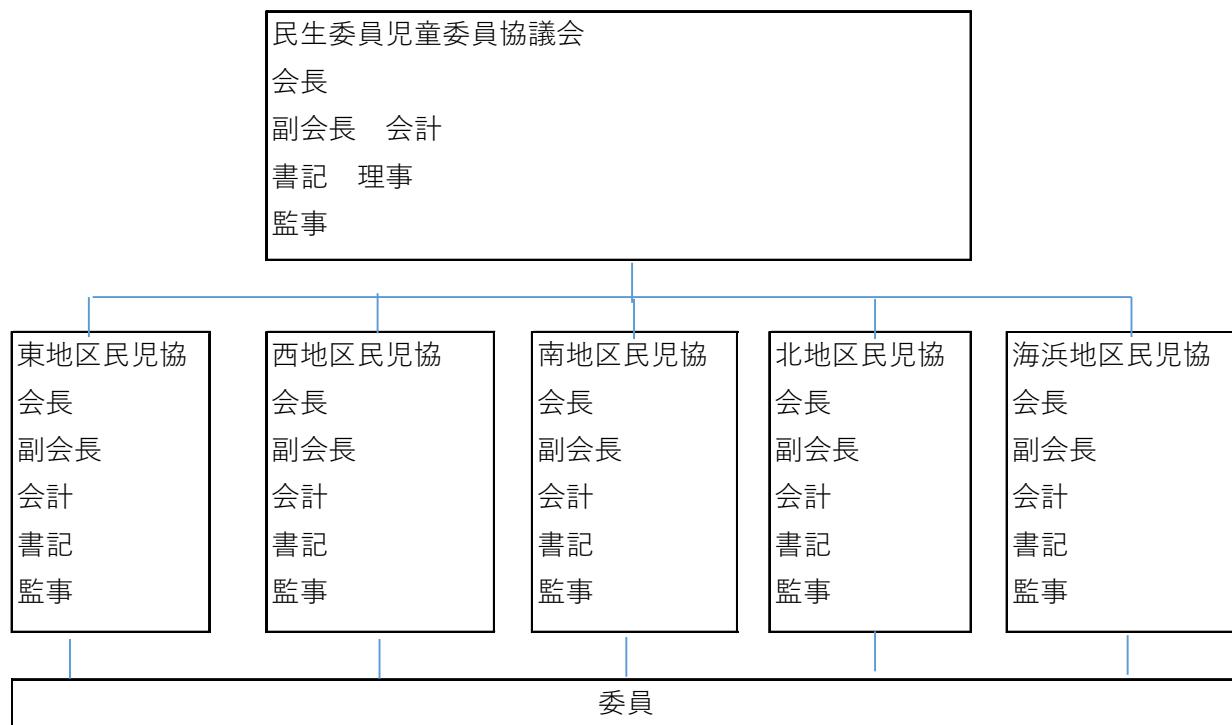
民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとし、大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年頃から「方面委員制度」が全国に普及し、昭和6年に「浦安町方面委員会」が設立された。昭和21年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められ、「浦安町方面委員会」も「浦安町民生委員協議会」に名称が改められた。昭和22年、民生委員は児童委員も兼ねることになったため、「浦安町民生委員児童委員協議会」と名称が変わり、昭和56年の市制施行に伴い、現在の名称である「浦安市民生委員児童委員協議会」となった。

本市では、同年に会員個々の活動を支える浦安市民生委員児童委員協議会の事業が安定的に行えるよう補助金を交付することとした。

2 補助金交付団体の概要

名称：浦安市民生委員児童委員協議会
代表者：会長 笠井 和枝
所在地：浦安市東野一丁目7番1号 浦安市社会福祉協議会内
役員数：(令和6年度)
会長 1名 書記 2名
副会長 4名 理事 15名
会計 1名 監事 2名

組織：下記組織図のとおり（令和6年度）



会員数：122名（令和7年3月31日現在）

浦安市民生委員児童委員協議会は、「管内民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という）相互の連帯と活動の充実及び民生委員児童委員（以下「委員」という）の連帯と親睦をはかることを目的とし、次の事業を行う。」と規約に掲げている。

- ・地区民児協の指導と連絡調整
- ・研修及び行事の実施
- ・調査研究並びに資料収集、情報交換
- ・関係機関・団体との協力、連絡・提携
- ・その他、浦安市民生委員児童委員協議会の目的達成に必要な事業
(浦安市民生委員児童委員協議会規約より抜粋)

第3 監査の結果

1 浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金の概要

(1) 趣旨

市長は、浦安市民生委員児童委員協議会の運営費に対して、浦安市補助金等交付規則及び浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(2) 補助対象者

浦安市民生委員児童委員協議会

(3) 補助対象経費

浦安市民生委員児童委員協議会の運営に要する経費

(4) 補助金の額

3,432,000円以内で市長が適当と認めた額

(5) 交付申請

浦安市民生委員児童委員協議会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める期日までに、浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付申請書に、当該年度の事業計画書及び予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(6) 実績報告

浦安市民生委員児童委員協議会は、会計年度終了後速やかに、浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(7) 概算払い

浦安市民生委員児童委員協議会は、浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付決定通知書を受けた場合において、事業遂行のために必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、浦安市民生委員児童委員協議会は、浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金概算払交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の流れ

令和6年6月12日 交付申請 申請額： 2,889,600円

令和6年6月18日 交付決定通知 交付決定額： 2,889,600円

令和6年6月21日 補助金概算払交付請求 請求額： 2,889,600円(7/10支払)

令和7年3月31日 実績報告書の提出

令和7年3月31日 補助金額の確定 確定額： 2,889,600円

精算額： 0円

令和7年3月31日 概算払精算書の提出

3 決算状況

令和6年度の収支内訳は、次表のとおりである。

浦安市民生委員児童委員協議会 令和6年度決算書					
					単位:円
歳入					
項目	本年度 決算額(A)	前年度 決算額(B)	比較(C) (A)-(B)	増減率%	摘要
会費収入	1,047,800	1,035,200	12,600	1.2	
内 市民児協会費	254,000	254,000	0	0.0	民生委員 127名×2,000円
千葉県民児協会費	554,400	545,600	8,800	1.6	民生委員 126名×4,400円
記 全国互助共励事業会費	239,400	235,600	3,800	1.6	民生委員 126名×1,900円
事業収入	0	0	0	-	
寄附金	0	0	0	-	
市補助金	2,889,600	2,889,600	0	0.0	民生委員 129名×22,400円
繰越金	527,324	411,273	116,051	28.2	前年度繰越金
その他の収入	1,500	0	1,500	-	
内 預金利子	156	12	144	1200.0	
記 東葛飾地区民児協会 長会議参加費等	0	0	0	-	
合 計	4,466,380	4,336,085	130,295	3.0	
歳出					
項目	本年度 決算額(A)	前年度 決算額(B)	比較(C) (A)-(B)	増減率%	摘要
補助対象経費	役員会費	0	0	0	- 会場借用料、会場付帯設備使用料、
	総会費	50,581	39,342	11,239	28.6 資料送付代
	合同研修費	51,000	83,290	-32,290	-38.8 会場使用料、会場付帯設備使用料、等
	事務費	103,276	104,176	-900	-0.9 事務用品購入費、封筒印刷費、 通信費(切手購入、郵送料)
	活動費	918,464	932,336	-13,872	-1.5 委員活動用備品購入、県外研修 等
	旅費	5,918	9,623	-3,705	-38.5 研修参加旅費
	広報費	591,530	615,543	-24,013	-3.9 会報「みんせい第42号」
	交付金	1,134,000	1,134,000	0	0.0 東地区 228,500円、海浜地区 228,500 円、西地区 203,000円、南地区 288,000円、北地区 186,000円
	予備費	0	0	0	-
	千葉県民児協会費	554,400	545,600	8,800	1.6 民生委員 4,400円×126名
	記 全国互助共励事業会費	239,400	235,600	3,800	1.6 民生委員 1,900円×126名
補助対象経費 計	3,648,569	3,699,510	-50,941	-1.4	
補助対象外	交際費	0	0	0	-
	慶弔費	60,160	23,300	36,860	158.2
	会議費	0	9,400	-9,400	-100.0
	市民まつり	2,047	0	2,047	-
対象外経費	県外研修	44,737	76,551	-31,814	-41.6
	委員会定例会議費等	0	0	0	- お茶購入代
対象外経費 計	106,944	109,251	-2,307	-2.1	
計	3,755,513	3,808,761	-53,248	-1.4	

※歳入合計と歳出合計の差額 710,867 円については、翌年度繰越額となる。

4 事業の実績

令和6年度の実施事業は、次のとおりである。

(1) 会議

ア 地区民児協定例会 及び 役員会

	役員会	定例会	主な視察研修
東地区	12回	12回	やまぶき園（市川市）
海浜地区	12回	12回	防災研究所つくばセンター（つくば市）
西地区	12回	12回	もくせい園（鎌ヶ谷市）
南地区	12回	11回	渋沢史料館（北区） 気象庁気象科学館（千代田区）
北地区	12回	12回	レインボーハウス明石・子ども発達支援センター（中央区）

イ 地区会長会議 12回 ※曜日は固定（月曜日）のため省略

4月 8日	5月 13日	6月 10日	7月 8日	8月 19日	9月 9日
10月 21日	11月 11日	12月 9日	1月 20日	2月 10日	3月 10日

ウ 本部役員会 7回 ※曜日は固定（月曜日）のため省略

4月 8日	総会、市民まつり、「民生委員・児童委員の日」について勉強会、合同研修会の日程について
5月 13日	勉強会、敬老祝い品配布（高齢者福祉課より）、青少年センター運営協議会委員、令和6年度児童育成クラブ運営協議会委員について
7月 8日	勉強会、役員懇親会、県外研修、甲府市民児協との意見交換会、合同研修会について
9月 9日	県外研修、年末懇親会、甲府市民児協との意見交換会の報告について
11月 11日	年末懇親会、令和7年度東葛飾地区会長会、敬老祝い品の配布の感想、地域連携推進会議（障がい事業課より）、表彰者、国民健康保険運営協議会委員について
1月 20日	合同研修会、次年度の予定、市民まつり、令和7年度東葛飾地区会長会、敬老祝い品の配布の感想、令和7年度歓送迎会、実費弁償費の源泉徴収、個別避難計画（社会福祉課より）について
3月 10日	活動費の使い道、定期総会、敬老祝い品配布の感想について

エ 総会の開催 定期総会 4月 24日（水）

出席者数 委員89名、委任状32名、欠席3名

(2) 研修及び勉強会

ア 県外研修の実施 10月 4日（金）

2024 国際福祉機器展（東京ビックサイト）の見学

参加者 委員81名、随行1名

- イ 勉強会 7月22日（月）、26日（金）
災害が起こった時のことを考え、普段からの民生委員・児童委員の活動について考える
参加者 委員22日（月）54名、26日（金）52名
- ウ 合同研修会 1月30日（木）
「生きる」を支える～スピリチュアルケア～とは
看護師・僧侶 玉置妙憂氏
参加者 委員81名
- エ 甲府市視察受け入れ 9月2日（月）
甲府市民生委員児童委員協議会・浦安市民生委員児童委員協議会意見交換会
参加者 甲府市14名、浦安市15名

（3）広報・PR活動

- ア 広報紙「みんせい」の発行 年1回
イ 広報紙「みんせい」の市内公立小・中学校、保育園、公共施設等へ配布
ウ 「民生委員・児童委員の日」
5月12日（日） 街頭PR活動（浦安駅・新浦安駅）

（4）委員会活動

- ア 「みんせい」編集委員会
・広報紙「みんせい」編集会議（12回）
・3月17日（月） 1年の振り返り（東野パティオ通所棟）
- イ 主任児童委員会
・地区会長との会議（3回）
・市関係機関等との情報交換会（12回）
・月例連絡会（12回）
・浦安市要保護児童対策地域協議会（実務者会議）（12回）
・3月19日（水）千葉県主任児童委員研修会 主任児童委員 9名出席
民生委員・児童委員 1名出席

（5）浦安市社会福祉協議会「支部社協」事業

各支部（11支部）推進委員として全員参加し、地域社会づくりに協力

[高齢者サロン、健康サロン、子育てサロン、バスツアー、お楽しみ会、友愛訪問、
講座・教室、公民館文化祭参加、歳末たすけあい募金街頭募金 等]

(6) 参加協力事業

1	市民まつりへの参加
2	学校行事への参加
3	中学校区健全育成連絡協議会への協力
4	赤い羽根共同募金街頭募金への参加協力
5	浦安市高齢者福祉課 高齢者名簿、敬老祝い品配布への協力
6	浦安市社会福祉課 避難行動要支援者名簿への協力
7	「社会を明るくする運動」街頭キャンペーンへの参加協力
8	浦安市地域包括ケア評議会議への参加
9	浦安市基幹相談支援センター連携会議への参加
10	浦安市災害ボランティアセンター訓練への参加協力
11	生活福祉資金等借受世帯の調査
12	千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金への協力

(7) 主な研修及び会議等参加状況

6月 21 日	市町村民児協会長・事務担当者会議 ※オンライン会議
7月 23 日	東葛飾地区民児協会長会議（当番：鎌ヶ谷市）
9月 17 日	中堅民生委員児童委員研修会（船橋市）
10月 22 日	事例検討研修会（千葉市）
11月 3 日	市民功労者表彰式（浦安市）
11月 14 日	千葉県社会福祉大会（千葉市）
11月 14 日	事例検討研修会（船橋市）
11月 20～21 日	全国民生委員児童委員大会（宮崎市）
11月 27 日	千葉県単位民児協会長研修会（千葉市）
12月 17 日	新任民生委員児童委員研修会（千葉市）
2月 13 日	相談技法研修会（千葉市）
2月 28 日	リーダー研修会（千葉市）
3月 19 日	千葉県主任児童委員研修会（千葉市）

(8) 事業及び連絡会等への協力

1	浦安市社会福祉協議会理事会
2	浦安市災害ボランティアセンター運営連携委員会
3	浦安市児童育成クラブ運営協議会
4	浦安市青少年センター運営協議会
5	浦安市青少年補導員連絡協議会
6	浦安市青少年問題協議会
7	浦安市介護保険運営協議会
8	浦安市地域支え合い会議（協議体）
9	浦安市市営住宅入居者選考委員会
10	浦安市児童センター運営懇談会

11	浦安市要保護児童対策地域協議会
12	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
13	浦安市男女共同参画推進会議
14	浦安市国民健康保険運営協議会
15	浦安市福祉有償運送運営協議会
16	浦安市認知症総合施策検討委員会
17	浦安市子ども・子育て会議
18	「うらやす地域福祉活動計画IV」進捗評価委員会
19	「第4次浦安市地域福祉計画」策定検討委員会
20	千葉県民生委員児童委員協議会評議員会
21	千葉県要保護児童対策協議会
22	千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会
23	南台五光福祉協会評議員会
24	認可保育所等の運営委員及び第三者委員

5 浦安市民生委員児童委員協議会への指導・監督等

市職員が社会福祉協議会の事務局長として派遣されており、浦安市民生委員児童委員協議会の補助金を含む収入及び支出について監督し、適宜、適正に執行していることの報告を受けている。また、浦安市民生委員児童委員協議会の行事に社会福祉課職員が出席し、補助金が適正に使われていることを確認している。

6 補助金交付の成果

補助金は、会員（民生委員・児童委員）の活動の周知、会員向けの研修の開催、千葉県民生委員児童協議会等開催する外部研修への参加費用の助成、会員個々の活動に必要な活用資材の提供、また会員が孤立しないよう交流の機会を設け、地域住民の生活に関する情報の共有や困難な課題を抱える世帯への支援の方法等の検討など、会員個々の活動を支える事業に当てられており、地域福祉の向上に寄与している。

7 監査結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

（1）浦安市民生委員児童委員協議会

（ア）事業費の広報費「みんせい43号」の印刷代及び新聞折り込み代、活動費の民生委員・児童委員活動資材（モバイルバッテリー）の購入について、競争原理を働かせずに行っていた。補助金については、経済性や公平性の観点から仕様を定め執行すべきものである。今後は複数の事業者による見積り合わせを行うなど、適正な事務処理に努められたい。（指摘事項）

（イ）事業費の活動費及び広報費について、予算書及び決算書の当初予算額が異なって

いた。決算書の活動費及び広報費の補正額の欄に金額を入れ忘れ、補正後の金額を当初予算額としたとの説明であるが、財務上予算書及び決算書の正確性は基本である。今後、このような間違いがないよう適正な事務処理に努められたい。

なお、浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱第1条では、浦安市補助金等交付規則に基づき補助金を交付することとされ、同規則第8条では、「交付申請書及びその添付書類中に変更が生じたときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。」と規定されている。

また、浦安市民生委員児童委員協議会令和6年度決算書において、翌年度繰越分が生じた場合、歳出として項目に記載し、歳入及び歳出の総合計が合致するよう改善されたい。

さらに、歳出の広報費摘要欄に誤った記載があったことから、今後は適正な事務処理に努められたい。（指摘事項）

（ウ）浦安市民生委員児童委員協議会の会費について、平成18年度より周辺市を参考に2,000円とし、毎年総会において委員の承認を得ていることであるが、会費については、規約として定められているべきものであり、規約の見直しを行うことが必要であると思われることから、見直しを求める。（改善事項）

（2）社会福祉課

（ア）補助対象経費である管内民生委員児童委員協議会への交付金の実績確認について、事務局である社会福祉協議会が収支報告を受けており、担当課では帳簿や通帳などの支払い等を証明する書類の確認を行っていなかった。当該交付金は、補助対象経費の一部であり、事務局に市職員が派遣されているとはいえ、担当課で確認を行うべきである。今後は、適正な事務処理に努められたい。（指摘事項）

（イ）浦安市民生委員児童委員協議会令和6年度決算書において、補助対象経費のうち補助対象外経費と思われる千葉県民児協会費、全国互助共励事業会費が含まれていた。再度、見直し指針（平成29年11月6日）に則り対象経費の見直しを行い、適正な事務処理を行うとともに必要な措置を講じられたい。そのほか各決算書の摘要欄に誤った記載があったことから、提出された報告書の確認に努められたい。（指摘事項）

○監査結果の区分等

監査結果については、「勧告」、「指摘事項」、「改善事項」及び「注意事項」の4つに区分している。その取扱基準、報告及び公表は、次のとおりとなっている。

区分	取扱基準	報告及び公表
勧告	(1) 法令等に違反しているもの ※等：訓令や内規など (2) 故意又は過失により重大な損害等が生じたもの ※等：影響を与えることや不適切なことなど (3) 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの ※等：予算の執行や事業の実施 (4) 著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの (5) 過去の監査等で改善事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「勧告」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
指摘事項	上記（1）から（5）に該当し、「勧告」に当たらないものとする。	監査等の結果報告書に「指摘事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
改善事項	(1) 法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるもの (2) 現時点では、損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があると認められるもの (3) 指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの (4) 経済性、効率性、有効性の観点から改善又は見直しを検討する必要があると認められるもの (5) 所属する部署だけでは改善又は見直しが困難で、他の部署等との調整が必要と認められるもの ※等：関係機関や団体 (6) 制度上の不備等で検討が必要と認められるもの ※等：制度がない、規定がない、取扱いが決まっていないなど (7) 過去の監査等で注意事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「改善事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
注意事項	(1) 事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるもの (2) 現時点では問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの (3) その他、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの	監査等の結果報告書には具体的な事項は記載せず、注意事項があった旨のみを記載する。また、別途、「注意事項」として取りまとめた上、担当部長に対し文書により通知する。